

もとぐされ

# サツマイモ基腐病の 防除対策

(収穫期～貯蔵期)



本病は、九州を中心に発生していましたが、本年6月に本県でも発生が確認され、全国的に発生が拡大しています。

育苗から生育期、収穫から貯蔵まで年間を通して、被害が拡大するおそれがあるので、侵入防止と早期発見・早期対策に努めましょう。

## 病気の特徴

糸状菌（カビ）により引き起こされ、保菌した苗・イモ・残さ（葉や茎の残がい）等が伝染源となります。収穫したイモは、見かけ上は健全でも貯蔵中に症状が現れることがあり、発病したイモに接する健全なイモにも伝染します。

国内での発生状況（令和3年9月14日現在）

沖縄、宮崎、鹿児島、福岡、長崎、熊本、高知、静岡、岐阜、群馬、茨城、東京、千葉、岩手、愛媛、福井、埼玉、山形、石川、北海道の20都道県で発生が確認されています。

## 1 収穫の準備

▶コンテナ等は、洗浄して土を完全に落としした上で、資材消毒剤(ケミクロンG等)で消毒\*してから使用し、作物の残さや土をほ場に持ち込まないようにしてください。通いコンテナは、特に注意してください。

\*資材消毒剤で洗浄後は、水洗い後、よく乾燥させて使用してください。

使用の際は製品ラベルの注意事項を必ず読んで、使用方法を守ってください。

### ●ケミクロンG使用方法（一例）

適用場所	水10ℓあたり使用量	希釈倍率	使用方法
農業資材	20g	500倍	瞬間浸漬

▶収穫前に必ずほ場をよく観察し、生育不良や株元の黒変を伴う葉の変色、枯死株等異常がないことを確認してください。

\*排水性の悪いほ場や場所等は、大雨に備えて排水対策を行い、より注意して確認してください。

## 2 収穫から貯蔵中の対応

### <収穫時の対応>

- ▶ 収穫したイモは、後からどこのほ場で生産されたものか追跡できるように収穫ほ場を記録し、ほ場ごとに管理してください。
- ▶ なりつるの黒変、イモのなり首側からの変色や腐敗がないか、イモから芽が出ていないか（萌芽）等に注意してください。
- ▶ 他のほ場で作業する前には農機具や長靴についた土は良く落とし、水できれいに洗浄してください。

※ コンテナや農機具、長靴等の洗浄は、ほ場の近くで行わないでください。

### （参考）他県で発生した発病後期の症状



激発ほ場の状況



黒変が茎基部からなり蔓へ



イモのなり首側からの変色や腐敗、萌芽



写真出典：生研支援センターイノベーション創出強化研究推進事業（01020C）  
令和2年度版マニュアル「サツマイモ基腐病の発生生態と防除対策」

[https://www.naro.affrc.go.jp/publicity\\_report/publication/pamphlet/tech-pamph/138589.html](https://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/publication/pamphlet/tech-pamph/138589.html)

### <収穫時に発病が疑われる株を見つけた場合>

- ▶ 疑わしい症状を見つけた場合は、速やかに最寄りの農業改良普及センターにご連絡ください。農業改良普及センターが確認するまで、株の抜き取りは行わず、ほ場に立ち入らないでください。

## <農業改良普及センター確認後の対応>

- ▶発病が確認された場合は、症状が出ている株及びイモは、ビニール袋等に入れて適切に処分してください。
- ▶病気が広がらないよう発病株を含む周囲の株を抜き取ることとなりますが、抜き取る範囲は発生の状況により異なるため、農業改良普及センターにご相談ください。

### <発病ほ場で収穫を行う場合の対応>

- ①発病ほ場（発病程度が数株の場合）の収穫作業は、できる限り他のほ場の収穫を終えた後、もしくは収穫作業の後半に回すことで、他ほ場への伝染を防ぎましょう。
- ②同一ほ場内では、発病株から遠いところから収穫し、最後に発病株の周辺を収穫してください。
- ③発病ほ場で収穫したイモは、症状が無いように見えても感染していることがあるので、他と分けて管理し、貯蔵しないでください。
- ④収穫に利用した機械や長靴等は、他のほ場に立ち入る前に水で丁寧に洗浄してください。
- ⑤発病イモを保管していたコンテナは、洗浄の上、資材消毒剤（ケミクロン G 等）で消毒してください。

## <貯蔵中の対応>

- ▶貯蔵中のイモは、月に1回程度、異常がないかどうか確認してください。
  - ▶貯蔵中に疑わしい症状のイモを見つけた場合、そのイモを貯蔵しているコンテナを隔離してください。
- ※いずれの場合でも最寄りの農業改良普及センターまでご連絡ください。

## 3 次作に向けた準備

収穫終了後の残さ（イモ、葉や茎の残がい）は、できるだけ持ち出し、適切に処分するとともに、ほ場に残された残さは分解を促して次作に残さないことが重要です。

- ▶収穫後のほ場は、残さが細かく粉砕されるよう丁寧かつ速やかに耕うんしてください。



- ▶ ほ場に停滞水が生じないように排水対策(収穫後の耕盤破碎等)を行ってください。
- ▶ 本病の発生が確認されたほ場では、ヒルガオ科以外の作物を2年以上作付するか休作を実施してください。
- ▶ 苗増殖はできるだけウイルスフリー苗を用いてください。種イモで増殖する場合は、病害等の発生していないほ場から収穫したイモのみを使ってください。
- ▶ 種イモとして使うイモの栽培履歴は、必ず記録に残してください。
- ▶ 種イモ、切り苗等の生産者間の譲渡は絶対に行わないでください。
- ▶ 発病を確認したほ場のイモは、症状が出ていないイモであっても絶対に種イモにしないでください。

## ○問合せ先

名 称	電話番号	管 轄 地 域
農業総合センター病害虫防除部 (病害虫防除所)	0299-45-8200	全域
県北農林事務所 経営・普及部門	0294-80-3340	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市
常陸大宮地域農業改良普及センター	0295-53-0116	常陸大宮市、大子町
県央農林事務所 経営・普及部門	029-227-1521	水戸市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村
笠間地域農業改良普及センター	0296-72-0701	笠間市、城里町
鹿行農林事務所 経営・普及部門	0291-33-6192	鹿嶋市、神栖市、鉾田市
行方地域農業改良普及センター	0299-72-0256	潮来市、行方市
県南農林事務所 経営・普及部門	029-822-7242	土浦市、石岡市、かすみがうら市
稲敷地域農業改良普及センター	029-892-2934	龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町
つくば地域農業改良普及センター	029-836-1109	取手市、つくば市、守谷市、つくばみらい市、利根町
県西農林事務所 経営・普及部門	0296-24-9206	筑西市、桜川市、下妻市
結城地域農業改良普及センター	0296-48-0184	結城市、常総市、八千代町
坂東地域農業改良普及センター	0297-34-2134	古河市、坂東市、五霞町、境町
農林水産部農業技術課	029-301-3936	全域